

豊橋市市民活動総合補償制度 Q & A

1 换算の対象となる人・団体についてのQ & A

Q1-1 换算の対象となるには必ず「どすごいネット」（市民協働推進課の登録制度）へ団体登録しなければいけませんか？

A1-1 登録には、市が団体の存在や活動内容を把握することで制度の不正利用を防ぐという目的がありますので、必ず行ってください。ただし、自治会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会登録のボランティア団体など、市または市に準ずる団体によって、登録又は把握されている団体については登録の必要はありません。登録が必要かどうか迷う場合は、市民協働推進課へお問い合わせください。

Q1-2 個人で行うボランティア活動は対象になりますか。

A1-2 原則、5名以上で構成される市民活動団体の活動を対象としていますので、個人の活動は対象となりません。しかし、市が行政目的で個人のボランティアを募集し、把握しているものは、団体・人数の要件を除外し、対象とします（スタッフは、活動日程が客観的に立証できる場合に限り、住居と活動場所との往復途上も対象とします）。例えば、市民病院の病院ボランティアなどは対象になります。

Q1-3 事業所等が行う社会貢献活動は対象になりますか。

A1-3 事業所等の活動について、会社等からの指示や命令などで参加が義務付けられている場合は業務の一環と考えられますので対象外としています。ただし、事業所の社宅の住民で組織された町内会活動、事業所のボランティアグループの活動は対象となります（ボランティアグループについては、どすごいネットへの登録が必要です）。

Q1-4 市内に住んでいる人が他市に行って活動する場合や市外に住んでいる人が本市に来て活動する場合は対象になりますか。

A1-4 いずれも対象になります。ただし、海外での活動は対象となりません。また、市外に住んでいる人が他市で活動する場合は対象なりません。

Q1-5 市民活動中であれば外国人も対象となりますか。

A1-5 対象になります。

Q1-6 活動には参加しないで、見ていた人が事故にあった場合は対象になりますか。

A1-6 原則として、単に見学、応援、見物をしている人、会場となる施設を利用しているだけの人、参加者に付き添う乳幼児など自発的参加の判断能力のない人は対象なりません（例えば、豊橋まつりのパレードや物産展を見物している人など）。ただし、活動に伴う行為で見学者などに損害を与えた場合に、主催者側が他に同種の保険に加入していないければ、賠償責任補償の適用があります。

Q1-7 活動参加者が、自宅と活動場所の往復途上で事故にあった場合は対象になりますか。

A1-7 活動日程が客観的に立証できる場合は、活動の指導者及びスタッフの方は対象になりますが、参加者の方は対象になりません。これは、活動とは無関係な方による保険金請求などの不正を排除するためです。ただし、活動の指導者及びスタッフであっても、往復途中で寄り道をした場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

Q1-8 子ども会の活動に参加する子どもの、往復途上に起きた事故は補償の対象になりますか。

A1-8 子どもは子ども会スタッフが運営する事業に参加しているのであり、運営スタッフではないため対象外となります。

Q1-9 講演会の参加者（聴講者）や音楽会の鑑賞者は補償の対象になりますか。

A1-9 単なる観覧者ではなくそのイベントに必要な参加者・運営協力者として対象となります。

Q1-10 講演会に参加した人が、同じ建物内で開催しているバザーを見に行く途中でケガをした場合は、傷害補償の対象になりますか。

A1-10 対象なりません。（対象となるのは講演会に参加している間だけです。）バザーのお客さんは、参加者ではなく、単なる見物人と判断し、補償の対象なりません。

Q1-11 夏祭りにおいて太鼓をたたく人や踊り子などは対象になりますか。

A1-11 運営協力者という位置づけとなりますので対象となります。単に花火や踊りを見にきただけの人は対象なりません。また、主催者が管理して行う練習は対象になりますが個人的な練習は対象なりません。

Q1-12 託児ボランティアで一時的に預かった子どもは対象になりますか。

A1-12 対象なりません。ただし、活動に伴う行為で、預かった子どもに損害を与えた場合に、市民活動主催者が他に同種の保険に加入していなければ、賠償責任補償の適用があります。

Q1-13 毎年町内で道路側溝や水路の清掃活動を行っていますが、団体登録は必要ですか。

A1-13 道路側溝や水路の清掃活動は、自治会長・役員をはじめ地元が把握している活動であるため登録の必要はありません。

Q1-14 高齢者の健康づくりのための健康体操をやっている団体は、どすごいネットに登録すれば保険の対象になりますか。

A1-14 どすごいネットの登録にあたっては、その活動に公益性があることが要件となっています。広く会員や参加者を募集して、健康づくりに取り組みたい人が自由に参加できる団体であれば、どすごいネットに登録でき保険の対象になりますが、会員や参加

者を募集せず身内のサークル的な団体の場合は公益性があるとはいはず、どすごいネットに登録できないため対象となりません。

2 補償の対象となる活動についてのQ & A

◎学校が関係する行事

Q2-1-1 「学校管理下の活動」は補償の対象とならないそうですが、判断基準を教えてください。

A2-1-1 学校管理下の活動とは、教育委員会が把握しているかどうかに関わらず、学校の教師または職員が職務として立ち会っている活動や行事をいい、学校教育における教育活動、校務管理、生徒指導、進路指導、保健、給食の各活動が該当します。

Q2-1-2 町内会などの地域と学校が共同で行う行事での事故は対象になりますか。

A2-1-2 まず、教師及び生徒は学校管理下に該当するため対象となりません。一方、町内会の役員や行事に参加する住民の方は市民活動中であり、対象になります。また、来賓も同様に対象になります。なお、単なる見学者は市民活動中ではないので対象なりません。

Q2-1-3 P T A や子ども会が学校開放を利用して行う「家庭教育活動」・「文化活動」は対象となりますか。

A2-1-3 学校管理下に該当するかどうかがポイントです。P T A や子ども会の主催活動であれば、対象になります。

Q2-1-4 学校のクラブ活動で、競技又は発表会のため市外遠征する場合は対象になりますか。

A2-1-4 学校のクラブ活動は特別活動であり学校管理下に該当するため対象なりません。また、生徒の世話をするため遠征に同行される父兄の方も対象なりません。

Q2-1-5 学校の総合学習でボランティアを行う場合は対象になりますか。

A2-1-5 総合学習は教育活動であり、児童生徒及び教職員は学校管理下に該当するため、対象なりません。ただし、市民活動団体のメンバーが、その団体の活動として総合学習にボランティアで参加協力する場合は対象になります。

◎スポーツ活動

Q2-2-1 対象にならないスポーツ活動を判断する基準はありますか。

A2-2-1 本制度は、生涯学習や青少年健全育成あるいは地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツ活動を対象としています。したがって、地域、職域、学校などを問わず、当該スポーツ活動の競技を専らの目的として組織された団体の管理下での事故は対象なりません。つまり、体育協会やスポーツ少年団の加盟団体が行うス

スポーツ活動に参加している人の事故は対象外です。ただし、市が主催するスポーツフェスタ（予選含む）、校区が主催する運動会や各種スポーツ大会、総合型地域スポーツクラブ主催のスポーツ交流会に参加している人の事故は対象になります。

Q2-2-2 スポーツ活動について、練習中も対象になりますか。

A2-2-2 スポーツや盆踊りなどで、主催者等の立会いのもとで行う練習中は対象になりますが、個人的な練習は対象なりません。

Q2-2-3 ハンググライダーなどによる事故は、対象になりますか。

A2-2-3 ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂など、危険度の高い活動による事故は対象なりません。

◎行事いろいろ

Q2-3-1 町内会が行うお祭りは対象になりますか。

A2-3-1 町内会が学校の校庭等で行う夏祭りや市民館まつりなど宗教性のないお祭りは対象です。しかし、神社やお寺が関わるお祭りは、神仏をまつるという目的があると考え、対象外です（お祭りの事前準備も対象外です）。具体例として、鬼祭、祇園祭、羽田祭などは寺社祭礼であるため対象外です。また、こども神輿で神社に奉納せず町内を練り歩くだけであっても、神輿を担ぐこと自体が神社に関わる行為であるため、対象外です。

Q2-3-2 親睦目的の会合や旅行は対象になりますか。

A2-3-2 単に親睦を目的とする活動は、市民活動とはいえないため対象なりません。ただし、子ども会行事の「クリスマス会」、「お楽しみ会」、「旅行」などは育成活動であり対象になります（旅行は集合してから解散するまでに発生した事故が対象です）。

Q2-3-3 土地改良区が地元と一緒に池の外来魚駆除は対象となりますか。

A2-3-3 無報酬で手伝う地元の人は対象となりますが、報酬や賃金が支払われている土地改良区の役員や職員は対象となります。

Q2-3-4 森林ボランティア活動でチェーンソーを使用した場合の事故は対象になりますか。

A2-3-4 対象になります。

3 対象となるケガや事故などについてのQ & A

Q3-1 活動中に熱中症や日射病になった場合は、対象になりますか。

A3-1 対象となります。

Q3-2 活動中の虫刺されは、対象になりますか。

A3-2 蜂や毛虫など、昆虫類によって刺される突発的なものは対象です。しかし、ジカ熱

など、いつ刺されたのか証明ができないものは対象にはなりません。

Q3-3 活動中に食中毒になった場合は、対象になりますか。

A3-3 法令に基づいて保健所が決定した食中毒事故を対象とします。単なる腹痛や下痢、もしくは体調不良は対象にはなりません。

Q3-4 活動中に腰椎椎間板ヘルニア（通称：ぎっくり腰）になった場合は対象になりますか。

A3-4 ヘルニアは持病からくる疾病であるため対象外です。既往歴が無く突然発症した場合は、腰部捻挫として対象になりますが、補償日数については保険会社の判断を基準とします。

Q3-5 むちうち症は対象になりますか。

A3-5 対象ではありません。むちうち症に限らず、医師が客観的に症状を判断できないケガや病気は対象ではありません。

Q3-6 くつずれやしもやけ、日焼けは対象になりますか。

A3-6 対象ではありません。この制度では事前に防ぐことのできない突然の事故を補償の対象としています。くつずれなどは、徐々に起こるもので、途中で防ぐことも可能であるため、対象外としています。

Q3-7 骨折してギプスを装着したけど、補償金は支払われますか？

A3-7 医師以外の者による取り外しができないギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じた場合、その装着期間については通院したものとみなし、日額 2,000 円の補償金が支払われることがあります。ギプス等の装着器具の種類、ケガの部位によって対象となるかどうか判断します。詳しくは、保険会社と協議の上、市が判断します。

Q3-8 活動中に自動車にはねられてケガをした場合は対象になりますか。

A3-8 対象になります。逆に、活動中、自動車で人をはねたり、物にぶつかったりした場合は、自動車保険の対象となるため、本制度の対象外です。

Q3-9 スタッフが参加者を車に乗せて活動場所へ向かう途中で起こった事故は対象になりますか。

A3-9 参加者については、住居と活動場所との往復途上は対象となりませんので、ケガをした場合は自動車保険（搭乗者傷害保険または人身傷害補償保険）で対応してください。スタッフについては対象になりますが、自動車保険が適用される部分については対象なりません。また、むちうち症など、医師が客観的に症状を判断できないようなケガは対象なりませんので、ご注意ください。

Q3-10 ケガを放置し、相当期間経過後に受診した場合の取扱はどうしたらよいですか。

A3-10 原因と結果の因果関係が不明確になるばかりでなく、症状悪化のおそれもあります。補償の公平性を保つため、補償金は、削減して支払う場合があります。

Q3-11 校区のソフトボール大会の試合中、会場周辺に駐車してあった別の選手の車にファーレルボールを当てて傷つけてしまいました。賠償責任補償の対象となりますか。

A3-11 対象となる場合もあります。ただし、活動団体内の事故のため、被害者に予見可能性または結果回避義務が生じている等により、法律上の賠償責任が発生しないと判断される場合もあります。その場合には補償対象外となります。また、法律上の賠償責任があったとしても、過失相殺される場合があり、その場合には、賠償金は減額されます。なお、これは賠償責任補償の範疇であるため、最終的には保険会社と協議の上、保険会社が判断します。活動者の故意による場合等、保険約款で補償対象外としている場合などは、法律上の賠償責任を検討するまでもなく、対象とはなりません。

Q3-12 花いっぱい運動で歩道にプランターを設置していたところ、通行人がそれにつまづいて転んでケガをしてしまいました。賠償責任補償の対象となりますか。

A3-12 プランターを十分安全に配慮した場所に設置していた場合には対象とならないこともあります。しかし、プランター設置の活動自体は公益的な活動であり、その活動の結果であるプランターによって、法律上の賠償責任を負う事故が発生した場合には、本制度の対象となります。

4 事故後の対応や保険金の支払いに関するQ & A

Q4-1 被害者から参加者個人に対し賠償請求された場合の対応はどうなりますか。

A4-1 活動主催者に瑕疵がなく、個人の瑕疵である場合は本制度の対象になりません。本制度の適用要件は、原則、団体に瑕疵がある事故に限定されます。被害者が賠償請求先を個人に求めたときは、団体の責任か個人の責任かを慎重に判断する必要があります。

Q4-2 被害者との示談交渉について、保険会社の援助はありますか。

A4-2 基本的には被保険者（市民活動主催者等）が解決にあたりますが、賠償事故においては責任の有無や賠償額に関し被保険者と保険会社の連携が不可欠になりますので、緊密な打合わせなど保険会社の援助、協力があります。なお、解決の過程において保険会社が必要と認めたときには、被保険者に代わって、保険会社が解決にあたります。

Q4-3 本制度のほかに加入している保険（補償制度を含む）から保険金が支払われる場合でも、本制度から保険金は支払われますか。

A4-3 傷害事故については、他の保険や補償に関係なく保険金が支払われます。賠償事故については、本制度のほかに同一事故で適用になる保険が存在する場合、

本制度以外の保険を優先する運用になっています。つまり、他の保険を先に適用した上で、賠償額が他の保険契約の保険金額を超える場合に、その不足額を本制度で補うことになります。他の保険が存在しない場合は最初から本制度が適用されます。なお、重複が予想される他の保険としては、社会福祉協議会のボランティア活動保険、自治会保険などが考えられます。

Q4-4 通院について、医師以外の診療機関も対象になりますか。

A4-4 医師以外では、健康保険適用の診療機関（接骨院）であれば、対象になりますが、その他の診療機関は原則対象になりません。

Q4-5 賠償事故がおきた場合、補償の手続きはどのように行いますか。

A4-5 事故の解決の為に原則は、加害者・被害者間で交渉を行って頂くことになります。しかし賠償事故においては、責任の有無や賠償額の査定に関し専門知識を要しますので、被害者と話し合って解決をする前に必ず保険会社と打ち合わせをすることが一般的に行われております。その上で、保険会社が責任の有無を含めて判断を行い、解決に向けて対応していくことになります。

なお、保険会社の承諾無く賠償金を支払ったり示談されたりすると、その一部又は全部の支払が受けられない場合があります。

Q4-6 2つの病院にかかった場合、2院分を合計した通院日数で請求できますか。

A4-6 事故当日、緊急医へかかり、その後かかりつけの病院に転院した場合などは請求できます。しかし、同じ時期に並行して2つの病院に受診しているような場合は、ひとつの病院にしぶって請求してください。ただし、同時に2つの病院に通わなければならぬ妥当な理由がある場合はこの限りではありませんので、ご相談ください。

Q4-7 賠償事故が生じた場合の弁護士費用等も対象になりますか。

A4-7 賠償事故を解決するために支出した必要かつ有益な費用が対象になります。具体的には、事故解決のための争訟費用として訴訟、仲裁、和解、または調停に要した費用を対象とします。そのため弁護士費用もこれらの争訟費用と認められるものは対象となります。ただし、保険会社に事前に相談し認められたものに限られます。

【参考】市民活動補償制度(傷害補償) 手続きの流れ

